

静岡県議会訓令甲第2号

静岡県議会事務局職員記章規程（昭和51年静岡県議会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県議会議長 山田 誠

改正前			改正後		
様式第2号 (略) 職員記章紛失(損傷)届 (略) 氏名 印 (略)			様式第2号 (略) 職員記章紛失(損傷)届 (略) 氏名 (略)		
様式第3号 職員記章貸与簿			様式第3号 職員記章貸与簿		
(略)	(略)	印	(略)	(略)	印又は署名

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。